

「北広島市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定等申請手数料徴収条例」
の改正について

1. 条例改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上を図ること等を目的として制定された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、本市においては「北広島市建築物エネルギー消費性能向上計画等認定等申請手数料徴収条例」を制定し、所定の手数料を徴収し、業務を行ってきました。しかし、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」が改正され、適合性判定を受けなければならない建築物の範囲が拡大されることから、北広島市で行う業務が新しく追加となり、これに伴い手数料を追加するものです。

2. 改正の概要

第22条の2、第22条の3、第22条の4の新設

○第22条の2（建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の額）

床面積の合計	標準入力法により申請又は通知する場合における金額	モデル建物法により申請又は通知する場合における金額	標準入力法又はモデル建物法以外により申請又は通知する場合における金額
300 平方メートル未満のもの	212,000 円	81,000 円	8,700 円
300 平方メートル以上のもの	266,000 円	103,000 円	15,000 円

○第22条の3（建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る変更手数料の額）

床面積の合計	標準入力法により申請又は通知する場合における金額	モデル建物法により申請又は通知する場合における金額	標準入力法又はモデル建物法以外により申請又は通知する場合における金額
300 平方メートル未満のもの	110,000円	45,000 円	8,700 円
300 平方メートル以上のもの	140,000円	59,000 円	15,000 円

○第22条の4（建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明に係る手数料の額）

床面積の合計	標準入力法により申請又は通知する場合における金額	モデル建物法により申請又は通知する場合における金額	標準入力法又はモデル建物法以外により申請又は通知する場合における金額
300平方メートル未満のもの	110,000円	45,000円	8,700円
300平方メートル以上のもの	140,000円	59,000円	15,000円

3. 今後の予定

○令和3年第2回定例会に提案予定